

計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)のポイント

資料 1-1

令和4年2月
地方分権改革有識者会議
計画策定等に関するWG

主な経緯等

平成20年12月 地方分権改革推進委員会第2次勧告
平成21年10月 地方分権改革推進委員会第3次勧告
※ これらの勧告に基づき、第1次及び第2次地方分権一括法で計画策定等に係る義務付けの見直しを実施

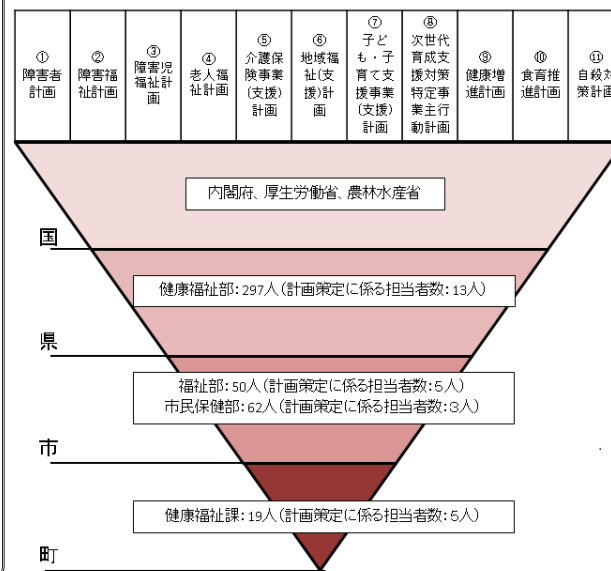
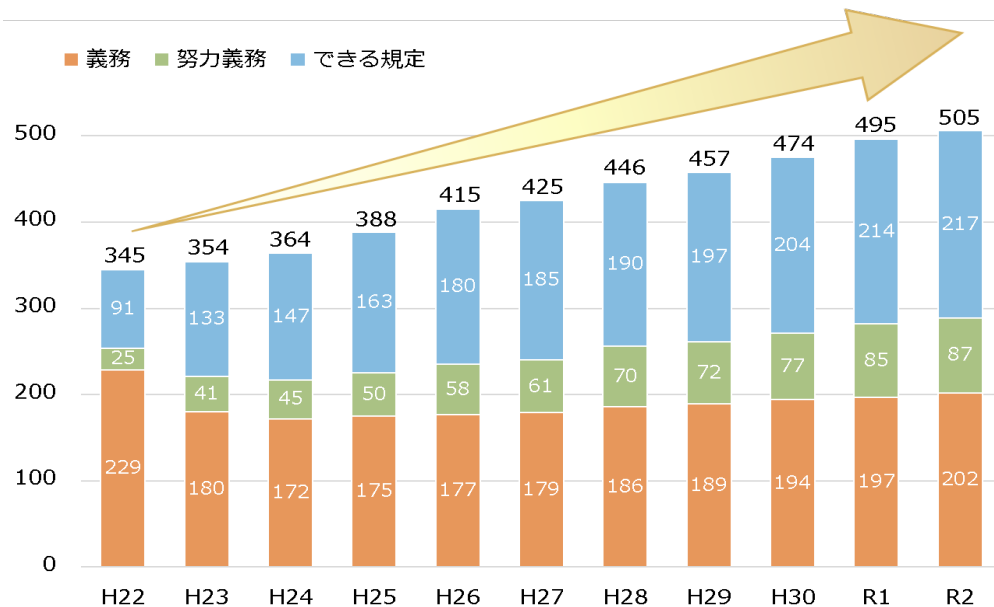
令和3年2月 地方分権改革有識者会議において「計画策定等に関する法律の条項数が、10年間で約1.5倍に増加している」調査結果が報告され、令和3年の提案募集に関し、計画策定等を「重点募集テーマ」として設定

11月12日 地方分権改革有識者会議において「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(案)」及び「計画策定等に関するワーキンググループ」開催を決定

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定) [抄]

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

令和4年2月 計画策定等に関するワーキンググループにおいて、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)」をとりまとめ



計画	法律	期間	規定
①	障害者基本法	中長期 (概ね5年)	義務
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	3年	義務
③	児童福祉法	3年	義務
④	老人福祉法	3年	義務
⑤	介護保険法	3年	義務
⑥	社会福祉法	5年	努力
⑦	子ども・子育て支援法	5年	義務
⑧	次世代育成支援対策推進法	5年	義務
⑨	健康増進法	10年	努力
⑩	食育基本法	5年	努力
⑪	自殺対策基本法	5年	義務

① 計画等の策定そのものの廃止等

- a. 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
- b. 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
- c. 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- d. 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
- e. 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

② 計画等の内容及び手続の見直し

- a. 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- b. 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- c. 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- d. 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
- e. 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
- f. 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

以上の視点で地方からの提案を募集し、各府省にも同様の見直しを要請すべき

(基本原則) 政府の方針として定めるべきもの

- ◆ 国が地方公共団体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものに加えて、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねること
- ◆ 計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の地方公共団体との共同策定を可能とすること

(留意すべき事項) 各府省が留意すべきもの

- ▶ 計画等に関する義務的な国等への協議や報告、公表等の手続について、真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること
- ▶ 計画等に関する記載内容やその策定方法、策定に当たっての意見聴取手続等の義務付け・枠付け(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。)については、私人の権利保護や公平性確保の観点等、真に必要なものに限定すること
- ▶ 計画等の策定に要する地方公共団体の事務負担が、その権限や規模に照らして、適切な水準となるよう十分配慮すること
- ▶ 自治事務に関する計画等に関し、地方公共団体に示されている通知や策定マニュアル等については、技術的助言であることを通知上、明確化すること
- ▶ 計画等に関し、その制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くこと
- ▶ デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とする等、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること